法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第51期(2021年4月1日~2022年3月31日)

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株式会社アイネット

法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.inet.co.jp/)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 2社

・主要な連結子会社の名称 株式会社ISTソフトウェア

株式会社ソフトウェアコントロール

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称 株式会社アイネット・データサービス

株式会社アイネット・データサービスについては、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及び主要な会社等の名称
 - ・関連会社 1 社 株式会社 E N E O S デジネット
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の数及び主要な会社等の名称
 - ・非連結子会社 1社 株式会社アイネット・データサービス

株式会社アイネット・データサービスについては、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

口. 棚卸資産

・商品、原材料、貯蔵品 先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り

下げの方法により算定)

・什掛品 個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げ

の方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

口. 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 情報処理サービス業務用等の自社利用のソフトウエアの自社製作費用及び購

入費用は、経済的耐用年数(5年以内)に基づき定額法により償却しておりま

す。

・販売目的のソフトウエア

市場販売目的のソフトウエアは、販売見込期間 (3年以内) における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較

し、いずれか大きい金額を計上しております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま

す。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期支給見込額の当連結会計年度

対応分を計上しております。

ハ. 工事損失引当金 受注制作のソフトウエア取引に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可

能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事につい

て、当該損失見込額を計上しております。

二. 独占禁止法関連損失引当金 独占禁止法に基づく関連費用の支払に備えるため、支払見込額を計上してお

ります。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、主に自社データセンター、クラウドサービス及び受託計算サービスを 提供しております。これらの取引はサービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の 期間にわたって収益を認識しております。

・システム開発サービス

システム開発サービスにおいては、主に作業請負契約及び開発請負契約を締結しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い工事を除いて、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、顧客との契約に応じて各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合、または、経過期間に基づいて行っております。

・システム機器販売

システム機器販売においては、主に情報処理サービス及びシステム開発サービスに付随する機器類を 販売しております。これら機器類の販売については顧客へ納品後、検収された時点において顧客が当該 商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品が顧客に検収 された時点で収益を認識しております。なお、機器類の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する機器類と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップに係る金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象:特定借入金の支払金利

・ヘッジ方針

借入金利息の金利変動に伴うキャッシュ・フローの変動を回避する目的 で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時期及びその後継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

二. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5~10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、情報処理サービスにおける初期構築収入及び、システム開発サービスにおける作業請負収入について一時点で売上を計上しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が484,667千円、売上原価が266,224千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ218,442千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は249,592千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識に係る工事原価総額の見積り)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

売上高31,169,800千円のうち、当連結会計年度に一定の期間にわたり充足される履行義務のうち原価 進捗率により履行義務の進捗度を測定した売上高2,656,859千円及び当連結会計年度末時点で進捗度が 100%未満の履行義務に係る売上高691.427千円であります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ①金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

システム開発サービス事業に関するシステム受託開発契約の売上高は、期間がごく短い契約を除き、一定の期間にわたって履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、当連結会計年度末までに発生した工事原価の工事原価総額の見積りに占める割合(原価進捗率)に基づいて測定しており、工事原価総額の見積り結果に依存しております。当連結会計年度において計上された売上高は、履行義務の充足に係る進捗度に応じた合理的な金額であるものと判断しております。

進捗度が100%に達するまでの工事原価総額については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び前提条件を継続的に見直しております。

②翌年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は合理的であると判断しております。ただし、追加コストの発生等により工事原価総額の見積りに修正が発生した場合は、原価進捗率により履行義務の進捗度を測定して連結計算書類に計上する売上高の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	4,040,351千円
土地	2,865,792千円
その他	334千円
計	6,906,478千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	500,000千円
長期借入金	150,000千円
 計	650,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

12,270,366千円

5. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 37,018千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,242千株	-千株	-千株	16,242千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	266干株	0千株	0千株	266干株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月24日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 383,426千円

・1 株当たり配当金額 24.0円

・基準日 2021年 3 月31日 ・効力発生日 2021年 6 月25日

口. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 375,439千円

・1株当たり配当金額 23.5円

・基準日・効力発生日2021年9月30日2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年6月24日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 375,439千円

・1株当たり配当金額 23.5円

・基準日 2022年 3 月31日 ・効力発生日 2022年 6 月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価や発行体の財務状況等が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。 また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券				
	その他有価証券	2,417,359	2,417,359	_
	資産計	2,417,359	2,417,359	_
(1) 長期借入金		(5,858,070)	(5,854,408)	3,661
	負債計	(5,858,070)	(5,854,408)	3,661

- (注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿 価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注3) 非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額 非上場株式703,758千円、組合 等への出資611,990千円、非連結子会社株式9,000千円、関連会社株式69,152千円) は、市場価格がない ため、(1)投資有価証券には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象とな

る資産又は負債に関する相乗価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプット

を用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

21020112 (2020)				
	時価 (千円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,417,359	_	_	2,417,359
その他	_	_	_	_
デリバティブ取引	_	_	_	_

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	_	5,854,408	_	5,854,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に 分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	一時点で	一定期間にわたり	合計
 情報処理サービス	認識する収益 312,810	認識する収益 12,152,142	12,464,952
システム開発サービス	4,955,705	12,555,463	17,511,168
システム機器販売	810,791	382,887	1,193,678
顧客との契約から生じる収益	6,079,307	25,090,492	31,169,800
その他の収益	_	_	_
外部顧客への売上高	6,079,307	25,090,492	31,169,800

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は16,000,261千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,083円14銭

(2) 1株当たり当期純利益 106円08銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- 1 有価証券
 - ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動

平均法により算定)

市場価格のないもの移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品・原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下

げの方法により算定)

・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの

方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

1 有形固定資產 定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 情報処理サービス業務用等の自社利用のソフトウエアの自社製作費用及び

購入費用は、経済的耐用年数(5年以内)に基づき定額法により償却してお

ります。

・販売目的のソフトウエア

市場販売目的のソフトウエアは、販売見込期間 (3年以内) における見込 販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比

較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付引当金が借方残高であるため、前払年金費用として計上しております。

④ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に基づく関連費用の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、主に自社データセンター、クラウドサービス及び受託計算サービスを提供しております。これらの取引はサービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたって収益を認識しております。

・システム開発サービス

システム開発サービスにおいては、主に作業請負契約及び開発請負契約を締結しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い工事を除いて、履行義務の充足に係る 進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、顧客との契約に応じて各報告期間の期末日まで に発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合、または、経過期間に基づいて行っております。

・システム機器販売

システム機器販売においては、主に情報処理サービス及びシステム開発サービスに付随する機器類を販売しております。これら機器類の販売については顧客へ納品後、検収された時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。なお、機器類の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する機器類と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

・ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、

金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップに係る 金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しておりま

す。

・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・金利スワップ

ヘッジ対象・特定借入金の支払金利

・ヘッジ方針 借入金利息の金利変動に伴うキャッシュ・フローの変動を回避する目的で行

っております。

・ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ

ヘッジ開始時期及びその後継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動 を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は

省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、情報処理サービスにおける初期構築収入及び、システム開発サービスにおける作業請負収入について一時点で売上を計上しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が164,880千円、売上原価が19,430千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ145,450千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は247,232千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準等」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識に係る工事原価総額の見積り)

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

売上高22,595,211千円のうち、当事業年度に一定の期間にわたり充足される履行義務のうち原価進捗率により履行義務の進捗度を測定した売上高1,261,605千円及び当事業年度末時点で進捗度が100%未満の履行義務に係る売上高542,390千円であります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ①金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

システム開発サービス事業に関するシステム受託開発契約の売上高は、期間がごく短い契約を除き、一定の期間にわたって履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、当事業年度末までに発生した工事原価の工事原価総額の見積額に占める割合(原価進捗率)に基づいて測定しており、工事原価総額の見積り結果に依存しております。当事業年度において計上された売上高は、履行義務の充足に係る進捗度に応じた合理的な金額であるものと判断しております。

進捗度が100%に達するまでの工事原価総額については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び前提条件を継続的に見直しております。

②翌年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は合理的であると判断しております。ただし、追加コストの発生等により工事原価総額の見積りに修正が発生した場合は、原価進捗率により履行義務の進捗度を測定して計算書類に計上する売上高の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	4,010,260千円
構築物	30,090千円
工具・器具・備品	334千円
土地	2,865,792千円
	6.906.478壬円

担保に係る債務の金額

一年内返済予定の長期借入金	500,000千円
長期借入金	150,000千円
	650,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,016,209千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

① **短期金銭債権** 9,632千円

② 短期金銭債務 89,884千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	96,477千円
② 仕入高	371,682千円
③ 販売費及び一般管理費	36,822千円
○ MANUTE TILL A TEXT	2.4.42TE

 ④ 営業取引以外の取引高
 3,143千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	266干株	0千株	0千株	266干株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	31,433千円
賞与引当金損金算入限度超過額	158,516
会員権評価損否認	10,337
投資有価証券評価損否認	27,276
資産除去債務否認	28,645
契約負債否認	53,458
その他	39,055
繰延税金資産 小計	348,723千円
評価性引当額	△37,613
繰延税金資産 合計	311,109千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△268,365
その他有価証券評価差額金	△247,850
資産除去債務に対応する除去費用	△18,128
その他	△6,867
繰延税金負債 合計	△541,211千円
繰延税金負債の純額	230,102千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ISTソフトウェア	(所有) 直接 100%	資金の集中	資金の集中(注)	200,000千円	関係会社預り金	1,000,000千円
				 預り金利息(注)	2,258千円		
子会社	株式会社ソフトウェ アコントロール	(所有) 直接 100%	資金の集中	資金の集中(注)	100,000千円	関係会社預り金	400,000千円
				預り金利息(注)	884千円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の集中及び預り金利息に関しては、子会社の資金状況を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等との取引に関する注記

NO CONTRACTOR OF A MAINTING A CONTRACTOR OF THE							
種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	池田 典義	(被所有) 直接···10.18%	顧問契約	顧問料の支払(注)	27,000千円	-	_

(注)創業者として、経営全般に関する助言を内容とする契約を締結し、両者協議の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	一時点で	一定期間にわたり	合計	
	認識する収益	認識する収益		
情報処理サービス	303,516	12,093,464	12,396,981	
システム開発サービス	1,137,302	7,908,873	9,046,175	
システム機器販売	779,399	372,654	1,152,054	
顧客との契約から生じる収益	2,220,218	20,374,992	22,595,211	
その他の収益	_	_	_	
外部顧客への売上高	2,220,218	20,374,992	22,595,211	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は13,258,395千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年の間で収益を認識することを見込んでおります。

10.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

959円74銭

(2) 1株当たり当期純利益

88円99銭

(注) 各注記の記載金額はすべて千円未満を切り捨てて表示しております。